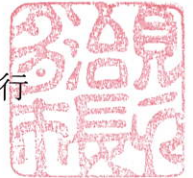


多上下総第 29 号
令和 7 年 4 月 9 日

多治見市上下水道事業経営審議会 会長 様

多治見市長 高 木 貴 行



経営改善に向けた水道料金の増額改定について（諮問）

多治見市上下水道事業経営審議会設置条例（令和 6 年条例第 34 号）第 2 条の規定に基づき、多治見市水道事業給水料金の額について、貴審議会の意見を求めます。

1. 給水料金を令和 8 年 4 月から 20%増額改定することについて